

## 規定の改正について

以下の規定につきまして、2023年4月17日付で改正を行います。

### 投資信託総合取引規定（2023年4月17日）

条項	改正後	改正前
第2条	<p><b>第2条（投資信託総合取引の利用）</b></p> <p>お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定</li><li>② 外国証券取引口座約款</li><li>③ 特定口座約款</li><li>④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</li><li>⑤ 投資信託累積投資規定</li><li>⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定</li><li><u>⑦ JAバンク投信ネットサービス利用規定</u></li></ul>	<p><b>第2条（投資信託総合取引の利用）</b></p> <p>お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 投資信託受益権振替決済口座管理規定</li><li>② 外国証券取引口座約款</li><li>③ 特定口座約款</li><li>④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款</li><li>⑤ 投資信託累積投資規定</li><li>⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定</li></ul> <p><u>(追加)</u></p>